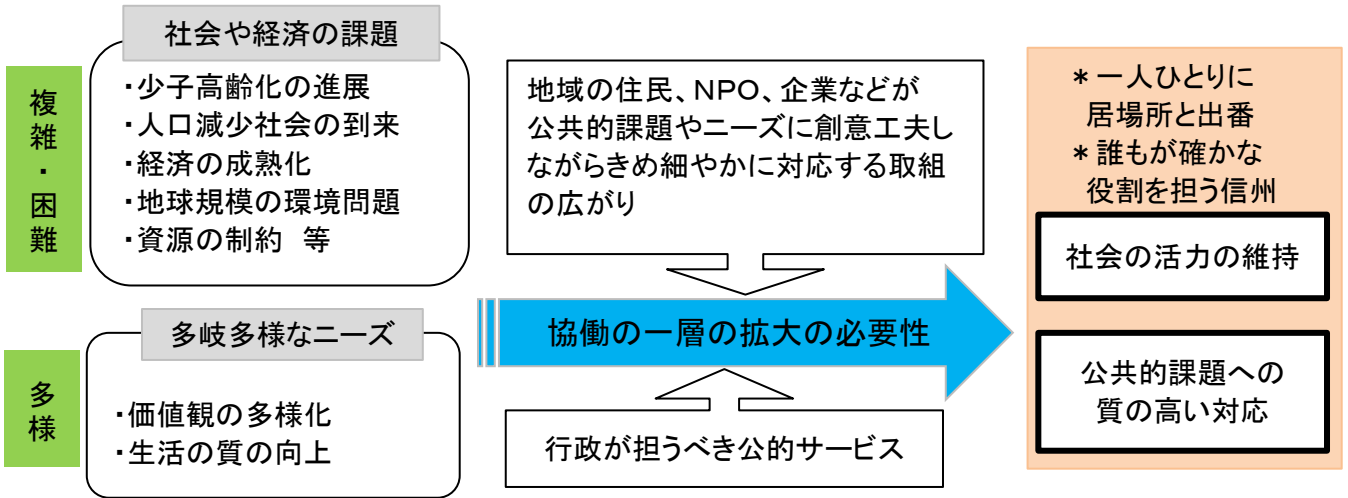


信州協働推進ビジョンについて

—協働が切りひらく新たな共創社会に向けて—

背景

- 社会・経済の課題や多岐多様なニーズを背景にした協働推進の必要性
- より多様な主体による協働を拡大する必要性



【協働指針の改定】

【現行】
「NPOと行政との協働指針」

全面改定



【信州協働推進ビジョン】

- * 多様な主体による協働の推進 (NPOのほか地域住民、企業等)
- * 協働の実践

につながるビジョンへ



ビジョンに基づいて……

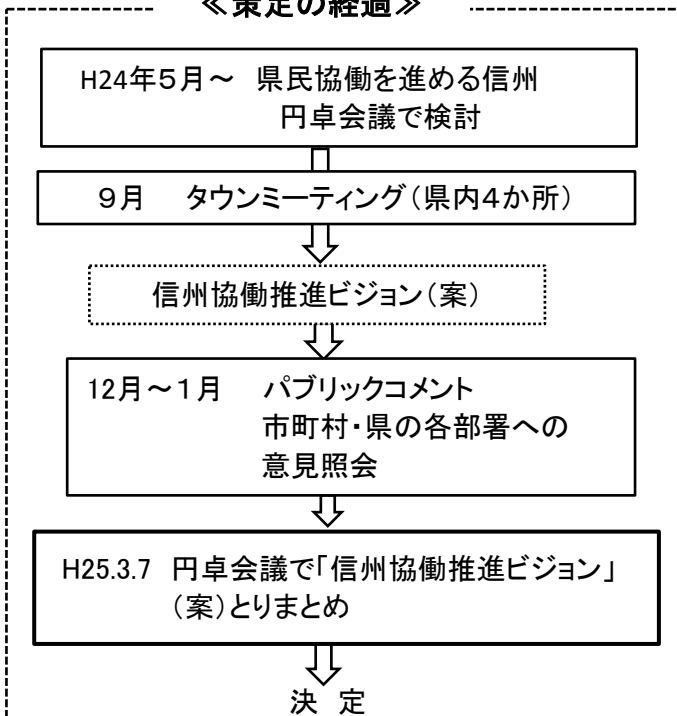
- 県は自ら様々な主体との協働を積極的に進める。□
- 市町村や民間の主体に対してビジョンの内容を紹介し、賛同の輪を広げながら民間と行政、民間の主体同士の協働が拡大するよう取り組む。□

協働の定義

共通の目的の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら、協力・協調し活動すること

⇒ それぞれの特性や創造性が相乗的に発揮されることによって、新しい発想、新たな価値を創り出す “共創” につながる。

《策定の経過》



信州協働推進ビジョンのポイント

協働の5原則(ルール)

- 【原則 1】 目的・目標の共有〔協働の目的と「いつまでにどれだけの成果を上げるか」を共有〕
- 【原則 2】 各主体の特性・強みの相互理解と尊重〔違いを活かし単独ではできないことが可能に〕
- 【原則 3】 役割の明確化と共有〔それぞれの特性・強みに基づく各主体の役割の明確化〕
- 【原則 4】 過程の共有〔企画→実施→評価→改善という協働の全過程を共有〕
- 【原則 5】 評価の実施と公開、改善〔目標達成状況等の評価と改善、協働の全過程の公開〕

創造的協働を生み出す活動と協働の手段

- 【アクション 1】 協働相手と出会う〔情報交換・異業種交流の場等の設定と参加、自らの情報発信〕
- 【アクション 2】 協働を提案する〔協働のきっかけづくりとしての協働の提案・申し出の積極的実施〕
- 【アクション 3】 できる方法を考える〔互いの違いを利点とし、目的達成に向けできる方法を考える〕
- 【アクション 4】 中間支援組織やコーディネーターの支援を活用する〔協働相手探しや効果的協働の推進のため、中間支援組織や地域協働コーディネーター等の支援を活用〕
- 【アクション 5】 協議会等を設置して事業連携を進める〔協働を組織的、継続的に行う組織づくり〕

＜協働具体化の手段＞ 協働の趣旨が活かされ効果が現れるよう、具体化の手段を選択し実施
〔委託、負担金、補助金・助成金、共催、協定・覚書等による役割の相互確認、後援、財産の活用、人材交流等〕

【協働の合言葉】

- ① 「できない」と言わずに 協働で考えてみる
- ② 「足りない」と言わずに 協働で補ってみる
- ③ 「出番がない」と言わずに
協働の場で活動してみる
- ④ 「担い手がない」と言わずに
協働でつくってみる
- ⑤ 「関係ない」と言わずに
協働の場で自らの力を発揮してみる

協働により可能になること

- 互いの特性や強みを活かして共通の目的に向かうことにより、それぞれ単独ではできない課題の解決や新しい価値の創造が可能になる。
- 関係者が自ら担い手として知恵や力を出し、積極的に参加することにより、地域の元気が引き出され、豊かな地域づくりにつながる。

長野県の基本施策

1 県民の理解促進のための施策

- (1) ビジョン定着のための協働宣言 (2) 協働等に関する理解促進(印刷物、HP、協働事例顕彰)

2 協働を具体化するための施策

- (1) 協働推進窓口の設置(なんでも相談、協働のコーディネート、理解促進)
- (2) 職員の協働力の向上(協働マニュアル、協働ガイド、研修等の活用)
- (3) NPOの協働力の向上(協働ガイド) (4) 地域協働コーディネーターとの連携

3 協働の担い手としてのNPO等が活動しやすい環境の整備

- (1) 公共的活動に対する寄附募集の仕組みの構築と運用
- (2) NPO向け融資の促進 (3) NPOの人材支援
- (4) 公共的活動を支援する連携組織の設置、運営
- (5) NPO法人の設立や認定等の支援 (6) NPO法人活動支援税制の実施

NPO(民間非営利組織)
NPO法人、ボランティア団体などのほか、自治会等の地縁組織、公益法人、社会福祉法人、学校法人、婦人会等の公益的団体、協同組合、労働組合等の共益的団体を含む幅広い概念